

第120号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第3項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（支庁）

第2条 次に掲げる事務を分掌させるため、支庁を設置する。

- (1) 財務、消防及び防災に関する事務
- (2) 保健、医療、薬事、衛生及び環境の保全に関する事務
- (3) 農業、林業及び農村等の振興に関する事務
- (4) 水産業に関する事務
- (5) 土木及び建築に関する事務
- (6) 前各号に掲げる事務のほか、他の行政機関の主管に属しない事務

2 支庁の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
隠岐支庁	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県行政機関等設置条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第361号）附則第10条の規定による改正前の地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第13条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により設

置されたものとみなされた支庁は、平成19年4月1日においてこの条例による改正後の島根県行政機関等設置条例第2条の規定により設置された支庁となり、同一性をもって存続するものとする。